

## 株式会社ヤジマ企業行動基本原則規定・行動規範

株式会社ヤジマは一企業として自由な競争なもと責任ある行動を通して社会の信頼に応え、持続可能な社会の構築に貢献していく。

日本アパレルソーイング工業組合連合会取引行動規範にのっとり企業活動を推進していく。

また就業規則範囲外の下記原則に基づき国内外の法令や精神を遵守することで、社会規範を尊重する事業活動を行う。

### 【行動基本原則規定・行動規範】

業務を遂行する上で例外なくすべての役員・従業員が守らなくてはならない「行動基本原則規定」、さらに、この原則を実践するための「行動規範」を定める。

#### (強制労働の禁止)

- ・ 従業員に対しては威嚇による強制労働、奴隷労働、不当な拘束による労働の強要を行わない。また、全ての労働は自発的であることを保証する。

#### (児童労働の禁止、若年労働者への配慮)

- ・ 最低就業年齢に満たない者は、国際労働機関の条約に基づき雇用しない。
- ・ 18歳未満の若年労働者に対しては健康、安全、もしくは道徳心を害するおそれのある労働をさせない。

#### (虐待、ハラスメントの禁止)

- ・ 精神的、身体的、言葉による嫌がらせ、虐待を禁止し個人の尊厳を損なう行為は行わない。

#### (差別の排除)

- ・ 採用、報酬、昇進、啓発・研修・訓練の機会等のあらゆる雇用慣行においては、国籍、人種、性別、年齢、宗教、社会的な身分、障害などによる差別となる行為は行わない。

#### (報酬)

- ・ 従業員に対して、労働時間全てについての報酬を全額公正に支払い、支払い期間ごとの明瞭な支払明細書を提供する。
- ・ 全ての従業員に対し、最低でも法的に義務付けされた手当全てを支給する。
- ・ 日本国法律で定められていないいかなる控除も行わない。また法定の控除によって、従業員の受け取る賃金が最低賃金を下回って支給しない。

#### (労働時間)

- ・ 就業規則で定められた労働時間を約束する。
- ・ 就業規則で定められた年次有給休暇の取得を約束する。
- ・ 残業ができない従業員に対し、いかなる形の報復も行わない。

#### (基本労働権の尊重)

- ・ 法令で認められている社員の結社の自由及び団体交渉権を尊重し、これを侵害しない。

#### (賄収賂の禁止及び贈答・接待の制限)

- ・ ステークホルダー(業務上の利害関係者)との健全な関係を維持するため、公務員や政府関係者に対して接待、贈答、政府献金などを行わない。また、社内外に対しても社会通念上の範囲を超えた接待、贈答、金品、その他の利益の授受は行わない。

・

(下請け事業所)

- 公正で公平な取引関係を構築する。
- 下請け先についても社会的責任、労働安全衛生の監査を行いその遵守が担保できない先には外注しない。
- 公平を担保するため、個人的な感情をビジネス関係に持ち込まない。
- 賄賂を贈ったり、受け取ったりしない。

(反社会的勢力の排除)

- 反社会勢力とのかかわりは、公正で公平な取引、安全な関係づくりを阻害すると考える。
- 当社は、反社会的勢力とはかかわりを持たない。
- 取引開始の際は、反社会的勢力とのかかわりをチェックし、ある場合は取引をしない。
- 事後において反社会勢力とのかかわりが判明した場合は、即時取引を停止する。